

日本放送協会の経営委員会と監査委員会の関係について（監査委員会見解）

2015年4月13日

監査委員会

日本放送協会の経営委員会と監査委員会の関係についての監査委員会の見解は以下のとおりである。

見解

放送法は、経営委員会と監査委員会を、相互に独立した組織と位置付け、両委員会が、互いに連携をとりながらも、独立して放送法に定められた権限を行使し、それぞれの役割を果たすことによって、日本放送協会（以下、「協会」という。）のガバナンス強化を図っているものと理解。

理由

第1. 経営委員会と監査委員会の放送法上の位置付け、職務および役割

1. 放送法は、協会に経営委員会および監査委員会を置く（第28条および第42条第1項）としており、以下のとおり、経営委員会と監査委員会のそれぞれに異なる職務と役割を与えているものと考えられる。
2. 経営委員会

放送法は、経営委員会の職務は、「協会の経営に関する基本方針」等所定の事項について「議決」すること（第 29 条第 1 項第 1 号）および「役員職務の執行の監督¹」（同第 2 号）であるとしている。また、経営委員会は会長を任命し（第 52 条第 1 項）、会長を罷免する権限を有する（第 55 条第 1 項）。さらに、会長による副会長および理事の任命および罷免には経営委員会の同意を必要とする（第 52 条第 3 項および第 55 条第 2 項）。

3. 監査委員会

- (1) 放送法は、監査委員は、経営委員会が経営委員の中から任命する（第 42 条第 3 項）²と定めており、また、経営委員会は、一定の事由がある場合に、監査委員を罷

¹ 平成 19 年放送法改正は、協会のガバナンス強化を目的として、経営委員会による「役員職務の執行の監督」権限を明確化し、また、協会に「監事」に代えて「監査委員会」を設置するなど、重要な制度改正を行った。

この平成 19 年放送法改正に際し、小笠原政府参考人（当時の総務省情報通信政策局長）は、「経営委員会は、会長、副会長及び理事の任免権等の決定権限を有しております。これらの権限の行使を通じまして、役員、会長、副会長、理事の適正妥当な職務執行を担保するようにするという役割を担っておりますが、これを監督と称しているところでございます。他方、監査でございますが、監査委員会につきましては、経営委員会が有するこのような権限はございません。そのかわりに、例えば報告徴収権とか調査権とか、そういったような権限が与えられておりまして、これらの権限を活用して、役員職務執行について調査し、違法行為を発見したときには経営委員会に報告してその監督権限の行使のきっかけをつくったり、違法行為の差しとめを請求するという役割も担っております。これを称して監査と言っているところでございます。」（下線は便宜上付したものである。以下同じ）と答弁しており（衆議院総務委員会（平成 19 年 12 月 4 日）における塩川鉄也議員への答弁）、放送法は、経営委員会と監査委員会のそれぞれに異なる職務と役割を与えているものと考えられる。

² 小笠原政府参考人は、「監査委員会は経営委員により構成されるわけでございますので、経営委員と

免することができる（第 55 条第 1 項）ものと定めている。

(2) 放送法は、「監査委員会は、役員³の職務の執行を監査する⁴」と定めており（第

しての業務執行を通じて得た知見と申しますかそれを監査に生かすことができることになるというメリットがございます。こうした仕組みと申しますのは、NHKのように、意思決定機関である経営委員会と、それから業務執行を担当するいわゆる会長等の執行部を分離した現在の組織になじむものと考えているところがございます。」と答弁し（衆議院総務委員会（平成 19 年 12 月 4 日）における塩川鉄也議員への答弁）、また、増田国務大臣（当時の総務大臣）は、「経営委員の中から監査委員を選ぶ、その中で一部常勤化をする、そういう形を通じて合議機関としての経営委員会としてのあり方がゆがめられるのではないかと」の質問に対し、「確かに、監査委員になる経営委員についてはその部分について機能が強くなるわけですが、しかし、こういった問題についてやはり合議制で議論をしていくということになっております。その合議制で経営委員会を進めていくということについて、十二名の委員の皆さん方が本当にきちんとした議論をしていけばそういったことがないわけで、そういうふうな実のある合議が行われるようにということを考えて、さまざまなその材料を提供するためにこうした経営委員会全体の権限強化をしているということでございます。」と答弁している（衆議院総務委員会（平成 19 年 12 月 4 日）における塩川哲也議員への答弁）。

³ 監査委員会の監査の対象となる「役員」については、放送法第 49 条が「協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く」と規定しているほか、以下のとおり、国会審議の過程においても監査の対象となる「役員」に経営委員が含まれると解されていたことが確認されている。

(a) 小笠原政府参考人による衆議院総務委員会（平成 19 年 11 月 29 日）における小川淳也議員への答弁「今回の放送法の改正におきましては、監査委員会の監査ということの役割として、役員もその監査の対象となります。そういう意味で、経営委員も役員でございまして、そういうものがある。」

(b) 小笠原政府参考人による衆議院総務委員会（平成 19 年 12 月 4 日）における塩川鉄也議員への答弁（「現行では、監事は経営委員の業務の監査はできないということになっております。それはよろしいですね」という質問に対し）「現在の監事にはそういった権限はありません。」とした

43条)、また、監査委員に対し、「役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をする」権限(第44条第1項)および一定の範囲での子会社に対する調査権限(同条第2項および第3項)を与え、さらに、「役員」の法令・定款違反の行為等について監査委員による差し止め請求を認めている(第46条)。

以上に加え、放送法は、監査委員に対し、「役員」の不正の行為等について、遅滞なく経営委員会に対し報告する義務を定め(第45条)、また、監査委員は、「監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない」と定めている(第39条第5項)。

監査委員会は、これまで第39条第5項に基づき四半期毎に報告書を取りまとめて経営委員会に対し報告し、これらの報告書は協会のホームページにおいて公表されてきている。なお、協会の不祥事案については、これまで同法第39条第5項に基づく報告が行われてきており、放送法第45条に基づく報告が行われた事例はない。

4. 協会の監査委員会のホームページ「監査委員会とは」

(<http://www.nhk.or.jp/kansa-iinkai/about/index.html>)に掲載されているチャートをもとに、放送法が定める経営委員会および監査委員会の職務(概要)および関係条項を補足すると別紙記載のとおりである。

第2. 経営委員会と監査委員会の関係

1. 一般に、わが国の法令の解釈は、成文法の解釈であることから、まず文理解釈(法

うえで、「役員」には「経営委員も含まれます。」と答弁している。

⁴ 「監査」について、上記脚注1参照。

令の規定をその規定の文字や文章の意味するところに即して解すること)を基本とし、また、法令の趣旨、目的等も勘案して行われるが、立法の過程(法案の提案および審議の過程)において表明された立法関係者の当該法令に対する考え方や関係法令についての解釈は、その後における当該法令の解釈上有力な指針となるものとされており、監査委員会が設置された平成19年放送法改正の審議過程で示された立法関係者の考え方・解釈は、放送法上の経営委員会および監査委員会の関係を検討するにあたってもきわめて重要であると思料する。

2. 平成19年放送法改正時の国会審議の議事録に残る立法関係者の説明のうち経営委員会および監査委員会の関係に関する重要なものは以下のとおりである。

(a) 増田総務大臣による参議院総務委員会(平成19年12月12日)における加藤敏幸議員への答弁

「監査委員会、それから経営委員会、これは相互に独立をした組織と、このように法律で規定をしてございます。相互に独立はしてございますけれども、経営委員の中から監査委員が選ばれるということによりまして、経営委員として得ました知見というものを、業務執行を通じて得た知見というものをこの監査の方に生かすことができる、そのことによってより実のある監査ができるのではないかと、このように考えたところでございます。」

「一方で、この監査委員会と経営委員会でございますが、これはそれぞれ独立をした形の組織ということにしております。ここは法律の方でそういう立て方にしております。そのため、経営委員会の職務執行のために監査委員会の権限を行使することはできないと、こういうふうを考えておりまして、経営委員会と監査委員会に付与された権限の行使ということにつきましては、それぞれの委員会の立場に沿って行われるということを考えているものでございます。」

「それぞれの職務をそれぞれの委員会の職責に沿って適切に執行されることによりましてNHKの経営というものがより国民の立場に立って実効あるものになっていくものと、このように考えているところでございます。」

(b) 増田総務大臣による参議院総務委員会（平成 19 年 12 月 12 日）における岸信夫議員への答弁

「この際あえて経営委員会が監査を直接行うということにしないで、経営委員会と別にこの監査委員会というものを設けたその理由でございますけれども、（中略）監査委員会と経営委員会にそれぞれ独立した権限を付与いたしまして相互にチェック機能を働かせる」と。相互にチェック機能を働かせる、このことも大変な重要なことか
というふうに思っております。⁵（中略）あえて経営委員会が監査を直接行うというよりは、経営委員会とは別に今回監査委員会を設けて、そしてこういったことの意味合いを発揮させると、このようにさせていただいたものでございます。」

(c) 小原政府参考人による参議院総務委員会（平成 19 年 12 月 12 日）における又市征治議員への答弁

「権限上から申しますと、その監査委員会の権限それから経営委員会の権限は分離されております。そして、監査委員会と経営委員会の関係でございますけれども、監査委員会の監査権限というのは協会の役員も対象とします。それと同時に、経営委員会の監督というのは監査委員も対象となります。したがって、そういう意味から申しますと相互チェック機能も働くわけでございます、こうした点を相関して一層のガバナンスの強化が図られるものと期待しているところでございます。」

⁵ 他に、監査委員には専門的な知見が求められることおよび効果的な監査のため機動的な職務執行が必要であることが理由に挙げられている。

3. これらの答弁からは、経営委員会が経営委員のなかから監査委員を任命することによる互いの連携を想定しながらも、経営委員会と監査委員会が独立して、それぞれ放送法に定められた権限を行使して、協会のガバナンスを図るという平成 19 年放送法改正の趣旨・目的が明確に読み取れるものと理解している。
4. なお、その後、実際にも経営委員会および監査委員会はそれぞれ、平成 19 年放送法改正時に国会審議で示された考え方・解釈に沿って、互いに連携しながら、放送法に定められた職務と権限をそれぞれ独立して行使してきたものと理解している。⁶

以 上

⁶ このようなものとして、例えば、「監査委員は経営委員の中から任命されていますが、組織上は経営委員会と監査委員会は独立したものとなっています。また、それぞれの業務を補佐するために、それぞれの事務局が置かれております。その上で、経営委員会は監査委員会を含めた役員の職務の執行の監督を、監査委員会は経営委員会を含めた役員の職務の執行の監査を行うことになっております。」「実際の業務遂行に当たっても、放送法の趣旨にのっとり、それぞれがみずからの役割をきちんと果たしており、独立性には問題はないと思います。」との答弁がある（小丸参考人（当時の経営委員長）の衆議院総務委員会（平成 21 年 3 月 25 日）谷口隆義議員への答弁）。